

ポルトガル、知的財産裁判所を創設

2012年4月6日

JETRO デュッセルドルフ事務所

ポルトガル産業財産庁の4月4日付のプレスリリースによれば、知的財産裁判所の導入を規定する司法省による省令（84/2012）が、3月29日付の官報において公表され、これと同時にポルトガルにおける知的財産専門の裁判所が業務を開始することとなった。

これまでのポルトガル知的財産裁判所の創設までの経緯としては、2011年6月24日に知的財産裁判所の創設に関する法律（46/2011）が成立し、創設のための具体的な内容が既に決定されていたところ、今回の省令の公表によって正式に業務が開始されることとなった。ただし、同省令によれば、既に係属している事件については、知的財産裁判所ではなく引き続き従前の裁判所が審理を行う。

ポルトガル知的財産裁判所は、リスボンに本拠地を構え、当初は1名の判事のみで始動するものの、今後、妥当であれば第2部門を設置することも認められている。また、知的財産裁判所の創設に関する法律によって新たに規定される知的財産裁判所の管轄は、(a) 著作権および著作隣接権に関する訴訟事件、(b) 法律に規定されるあらゆる産業財産権に関する訴訟事件、(c) 産業財産法の下での無効および取消に関する事件、(d) 産業財産権の付与または拒絶するポルトガル産業財産庁の決定に対する上訴等となっている。

－ ポルトガル司法省による省令は、以下参照（ポルトガル語） －

[Portaria n.º 84/2012 \(PDF\)](#)

－ 知的財産裁判所の創設に関する法律は、以下参照（ポルトガル語） －

[Lei n.º 46/2011 \(PDF\)](#)

－ ポルトガル産業財産庁によるプレスリリースは、以下参照（ポルトガル語） －

[Criação de um novo tribunal de competência especializada para Propriedade Intelectual](#)

(以上)